

長 寿 第 508 号の1
令和7年（2025年）5月7日

各高齢者施設 管理者 様
各介護保険施設・事業所 管理者 様

佐賀県健康福祉部長寿社会課長

高齢者虐待防止のための取組の更なる推進について（依頼）

本県の高齢者福祉行政につきましては、日頃から特別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和7年（2025年）5月2日に県内の高齢者施設で入所者の方が施設の職員から暴行を受け、その後亡くなられたという大変痛ましい事案について報道等がなされており、本事案の詳しい経緯等については、現在、警察による捜査が進められているところです。

御承知のとおり、高齢者施設においては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町に通報する義務があることに加え、佐賀県介護保険法施行条例及び佐賀県有料老人ホーム設置運営指導指針等に基づき、高齢者虐待の防止等のための措置を講じることが求められています。

つきましては、高齢者虐待防止の取組の重要性を改めて全職員に周知いただくとともに、より一層取組を推進いただくようお願いします。

記

（高齢者虐待防止等のために講ずべき措置）

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・ 従業者への委員会結果の周知
- ・ 虐待の防止のための指針の整備
- ・ 虐待の防止のための研修の実施
- ・ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- ・ 利用者又はその家族からの苦情の処理体制の整備

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課
検査指導担当 前田
電話：0952-25-7266